むつ年金事務所 ☎22-2278

国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態で、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている 役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成29年度の免除などの受付は、平成29年7月3日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた ために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談く ださい。

日本年金機構からのお知らせ

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、<u>25年から10年に短縮</u>されました。 対象となる方には日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしてい ます。

お手元に届きましたら<u>「ねんきんダイヤル(0570-05-1165</u>)」で予約のうえ、できるだけ早めの手続きをお願いします。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当:宮澤

後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

○「後期高齢者医療被保険者証の一斉更新」について

平成29年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に「役場から 郵送」します。

現在お使いの被保険者証は、平成29年8月1日以降に、住民福祉課窓口に返還していただくか、裁断のうえ確実に破棄してください。

※保険料を滞納している方には原則、郵送されませんので、住民福祉課で納付相談を行って いただく必要があります。

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成29年7月31日が有効期限ですが、平成28年中の所得状況などにより、平成29年度も引き続き認定される方には、新しい認定証(有効期限が平成30年7月31日まで)が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成29年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当:大畑